

割が進み、人口密度も極めて高い。分割の余地が無くなり、やむなく一部の農民たちは新たな農地を求めて平場に降りて来たのである。ローア・モシ地域もこのようにして開墾された地域である。農地の取得については開墾が新しいチェケレニ村ウジャマー村（共同体）であり、村の居住登録と共に一定の農地が配分された。他の村（非ウジャマー村）では入植当初は自発的に開墾された土地は、慣例的に開墾者のものとなったが、1965年頃には入植者が増え開墾の余地がなくなって農地取得は売買が主流となっている。

こうして、未開墾地からはじまりプロジェクトを挟んでここ30年ばかりの間にこの地域は大きな様変わりをみせている。本格的な水稻作の開始によって、この地域は当面は人口扶養力の高い地域として存続していくことになるだろうが、長い目でみれば経営主の代が変わり（相続）を経て、新たな人口圧を生むやもしれない。調査では、水田圃場の今後の相続の意向を聞き取りしているが、概して農家は子沢山であって（1世帯平均で子ども6人程度）、複数の被相続人、なかでも複数の子息を想定していることが多い。

第1392回（5月31日）

### 中国における農業技術普及体制 の再編

池上彰英

人民公社時代の農業技術普及体制は、主に県政府を通じて行なう国家の農業技術普及事業と、人民公社が集団的に行なうそれとに分けられるが、末端における技術普及を担ったのは后者であった。技術普及に必要な資金も主に人民公社集団が負担した。このことを可能にした条件は、人民公社集団が統一的な農業経営を行っており、この収入の一部を技術普及費用および農民技術員（農業技術普及に従事している農民）の報酬に振り向けることが可能だったことにある。

農家単位の生産責任制（各戸請負制）の普及と人民公社制度の解体は農村における所得分配構造を変化させ、従来の農業技術普及費用負担者であった人民公社の集団ファンドを弱体化させた。また、集団による統一的な農業経営の廃止は、農民技術員の生活保証を困難にし、農民技術員の一部は帰農した。

人民公社集団に替わる農業技術普及費用負担者として当初期待されたのは、改革によって所得が増大した農民であった。農民に新技術の普及費用を負担させる方式として農業技術請負制が導入され、一時急速な展開を見せたが、その後は衰退している。

ここにおいて、農業技術普及費用の負担者として政府の役割があらためて認識されることになった。農業改革後、農業の交易条件の改善と引き換えに、国家財政の農業への支出は削減されたが、1985年の食糧減産を契機としてこうした政策は見直されつつある。こうした政策転換と同時に、農業財政支出に占める農業技術普及支出の割合の引き上げも要請されている。また、これと軌を一にして、人民公社の政社分離によって成立した郷政府が農業技術普及費用負担を増大することも求められているが、集団ファンドに替わるべき郷財政が制度化されていないという問題がある。

現在のところ、総じてなお政府の農業技術普及費用負担割合は高くなく、末端の技術普及組織自体に費用負担を頼っている面が強いが、政府の農業技術普及支出を高める方向での政策転換はすでに始まっている。このことは、今後の中国の農業発展にとっての技術進歩の重要性に起因するものであるが、それと同時に農業技術の公共財的性格がその商品化に一定の制約を与えていることを示している。

人民公社制度の解体後、郷（旧人民公社）レベルの農業技術普及組織は弱体化するが、近年一部の地域では、こうした末端の農業技術普及組織の生産財供給・生産物販売事業の

兼営化によって、普及組織の存立基盤が安定化され、普及事業が強化される動きがみられる。

末端の農業技術普及組織の生産財供給・農産物販売事業の兼営化には2つの意義がある。第1に、こうした事業からの収益を普及事業費や農民技術員の人件費に充てることによって、組織の経済的基盤を安定化できる。第2に、農業の商品化・市場化への農業技術普及制度の対応としての性格がある。

すなわち、改革前の中国においては、生産財の供給は配給制であり（種子は集団が自ら再生産した）、生産物は国家への供出が義務づけられていたが、改革後一部の農産物を除いて販売は自由化され、生産財の配給制も緩和されることによって、新技術の農家への普及の前提となる生産財の供給および新たに生産された農産物の販売が不確実になった。こうした外部環境の変化に対して、末端の農業技術普及組織の一部では、農家に生産財供給と生産物販売を保証し、技術普及の実効性を高めるために、自らが生産財供給・生産物販売事業を兼営化するというかたちで適応したのである。

#### 第1393回（6月7日）

##### 「昭和62年度農業白書」について （大臣官房調査課長） 中川聡七郎

昭和63年4月5日に閣議決定のうえ、国会に提出された「62年度農業の動向に関する年次報告 第1部 農業の動向」について、概要を次のように説明した。

今回の白書では、円高の進行、国際交渉の本格化等の情勢変化のなかで、次の3点に重点を置いて検討した。

まず、第1点は、生産の低コスト化についてである。農産物価格が50年代中頃からほぼ横ばいで推移しているなかで、生産資材や農業機械・施設等の一層の節減と効率的利用等によりコスト低減を図ることが必要である。

このためには、個別経営あるいは集団による規模拡大が不可欠であり、また、効率的生产システムを確立すること等により地域全体の生産性向上を実現することが重要である。

第2点は、生産の高付加価値化についてである。国民全体の食生活が向上するなかで、消費者のニーズは健康・安全性志向等極めて多様化している。このようなニーズに的確に対応して、高品質な作物や収益性の高い作物等を生産することが重要であり、また、消費者のニーズの変化に沿いつつ、食品流通の合理化、効率化を一層推進することも必要である。

第3点は、農村地域の活性化についてである。地方圏では、農業は林業、水産業とともに地域経済を支える重要な役割を果たしており、これら第一次産業の振興や就業機会の確保、生産・生活環境の一体的、計画的整備が必要である。そして、このような取組みを通じて、「第四次全国総合開発計画」の基本目標である多極分散型国土の形成を図ることが重要である。

このような状況の下での今後の農政の重要課題は、産業として自立し得る農業の実現、生産・流通体制の整備と合理的な農産物価格の形成、国内での基本的な食料供給力の確保と農産物市場アクセスの改善、先端技術の開発普及と高度情報技術の活用、活力ある農村社会の建設である。（文責・松久 勉）

#### 第1394回（6月14日）

##### ブラジル産ラミーの経済分析

金井道夫

1987年12月に国際協力事業団の「ブラジル・ラミー栽培試験事業地域開発効果等評価調査」に団の一員として参加した。そのときの調査結果とともに、世界におけるラミー栽培とラミーの一般的特性、ブラジル（特にラミー栽培地であるパラナ州）農業の概況等について報告した。